

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、生活保護法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和7年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・停廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : 42、43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 くらし安全課 電話番号 0835-25-2194

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 福祉部 生活支援課 電話番号 0835-25-2289
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムに支給対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認や最終確認を行ったうえで、その記録を残すことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、eラーニングによる研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者に対して再受講の機会を付与し、関係職員すべてが研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏洩等の事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 :9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 :26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	事後	条文の追加による修正
令和1年6月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部社会福祉課長 入江 裕司	社会福祉課長	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総務部 市政なんでも相談課 電話番号 0835-25-2209	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期的な見直しによる修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	定期的な見直しによる修正
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月25日 時点	令和元年5月1日 時点	事後	定期的な見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日 時点	令和1年11月1日 時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和2年1月28日	IVリスク対策 8. 監査	自己点検、内部監査	自己点検	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和3年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) : 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) : 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) : 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	事後	条文の追加による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和3年3月4日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第15条	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の15の項	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2、第59条の3	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 市政相談課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和4年7月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年6月27日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_② 事務の概要	【事務の概要】 (省略) 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・停廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	【事務の概要】 (省略) ①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・停廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	事前	医療扶助のオンライン資格確認に関する事務開始に係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③ システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、レセプト管理システム、統合専 用端末、医療保険者等向け中間サーバー	事前	医療扶助のオンライン資格確 認に関する事務開始に係る修 正
令和5年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、21、24、26、2 7、28、30、31、37、38、42、50、53、54、 61、62、64、70、87、90、94、104、106、 108、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、2 8、30、31、37、38、42、50、53、54、61、 62、64、70、87、90、94、104、106、10 8、113、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項	事前	医療扶助のオンライン資格確 認に関する事務開始と定期見 直しに係る修正
令和5年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事前	医療扶助のオンライン資格確 認に関する事務開始と定期見 直しに係る修正
令和5年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事前	医療扶助のオンライン資格確 認に関する事務開始と定期見 直しに係る修正
令和5年6月27日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検、[]内部監査、[]外部監査	[○]自己点検、[○]内部監査、[]外部監査	事前	医療扶助のオンライン資格確 認に関する事務開始と定期見 直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・停廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	①生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを保護の開始・停廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実地等の事務に利用する。 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ②医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)～(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	事後	法改正による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の15の項	番号法 ・第9条第1項(利用範囲) 別表23の項	事後	法改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) :26の項	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158の項 (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :42、43の項	事後	法改正による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部社会福祉課	福祉部生活支援課	事後	組織変更による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長	生活支援課長	事後	組織変更による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 総合政策部 広報広聴課 電話番号 0835-25-2194	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 生活環境部 暮らし安全課 電話番号 0835-25-2194	事後	組織変更による修正
令和7年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 健康福祉部 社会福祉課 電話番号 0835-25-2138	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市 福祉部 生活支援課 電話番号 0835-25-2289	事後	組織変更による修正
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク の対策は十分か	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	生活保護システムに支給対象者を登録する際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行い、複数人での確認や最終確認を行ったうえで、その記録を残すことを厳守している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	5年を経過する前の評価の再実施によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更によるもの
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 【再掲】	—	[十分である]	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、eラーニングによる研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、未受講者に対して再受講の機会を付与し、関係職員すべてが研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏洩等の事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの